

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	知名町 国民年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を受託しており、年金事務専用端末には適正な情報セキュリティ対策が講じられている。

## 評価実施機関名

知名町長

## 公表日

令和8年2月10日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>知名町における国民年金関係事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>①被保険者に関する事項  1. 届出の受理 2. 資格取得の届出 3. 種別変更の届出 4. 任意加入被保険者の資格取得の届出  5. 資格喪失の届出 6. 死亡の届出 7. 任意脱退の届出 8. 資格喪失の届出 9. 氏名変更の届出  10. 住所変更の届出 11. 住所変更報告書 12. 手帳の再交付の申請  13. 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14. 届書の送付又は報告 15. 届書の再提出</p> <p>②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務  1. 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付  2. 現況届又は所得状況届の受付  3. 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付  4. 1～3の請求書等の送付</p> <p>③保険料に関する事務  1. 申出書の受理 2. 付加保険料納付の申出 3. 付加保険料納付の辞退申出  4. 付加保険料納付該当の届出 5. 付加保険料納付非該当の届出  6. 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7. 保険料の免除に関する届出  8. 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 9. 保険料学生納付特例の申請  10. 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 11. 納付特例不該当の届出 12. 届書の送付及び再提出</p> <p>④サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31の項、62の項、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第47条、第68条の2
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問合せ先電話番号 0997-93-3111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問合せ先電話番号 0997-93-3111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </p>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </p>
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </p>
判断の根拠	自庁システムにおいて必要最低限の人数、参照職員のアクセス権限の設定を行っている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	事務の概要	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に関する事務を法定受託事務として行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用される。</p> <p>①異動内容の届出 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行 ④被保険者台帳の照会・異動 ⑤年金受給者台帳の照会・異動</p>	<p>知名町における国民年金関係事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申し出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12. 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出</p> <p>② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付</p>	事後	
令和8年1月30日	②所属長	町民課長 榊 憲次	町民課長 元栄 吉治	事後	
令和1年6月11日	②所属長	町民課長 大山 幹雄	町民課長	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策		新規記載	事後	様式変更による新設
令和2年3月19日	I-1-②	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に関する事務を法定受託事務として行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用される。</p> <p>①異動内容の届出 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行 ④被保険者台帳の照会・異動 ⑤年金受給者台帳の照会・異動</p>	<p>知名町における国民年金関係事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>①被保険者に関する事項 1. 届出の受理 2. 資格取得の届出 3. 種別変更の届出 4. 任意加入被保険者の資格取得の届出 5. 資格喪失の届出 6. 死亡の届出 7. 任意脱退の届出 8. 資格喪失の届出 9. 氏名変更の届出 10. 住所変更の届出 11. 住所変更報告書 12. 手帳の再交付の申請 13. 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14. 届書の送付又は報告 15. 届書の再提出</p> <p>②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1. 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2. 現況届又は所得状況届の受付 3. 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4. 1～3の請求書等の送付</p> <p>③保険料に関する事務 1. 申出書の受理 2. 付加保険料納付の申出 3. 付加保険料納付の辞退申出</p>	事後	
令和2年3月19日	I-1-②	上記変更前の記載と同じ	<p>（以下、上記変更後の記載の続きを記載する。） 4. 付加保険料納付該当の届出 5. 付加保険料納付非該当の届出 6. 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の届出 7. 保険料の免除に関する届出 8. 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 9. 保険料学生納付特例の申請 10. 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 11. 納付特例不該当の届出 12. 届書の送付及び再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 31項	番号法第9条第1項 別表第1 31の項、62の項、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第47条、第68条の2	事後	
令和2年3月19日	II-1	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II-2	平成27年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和5年1月27日	I-1-②		④サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I-1-③	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和8年2月10日	I-7	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	I-8	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	知名町 総務課 情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地 問い合わせ電話番号 0997-93-3111	事後	
令和8年2月10日	II-1	令和2年3月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年2月10日	II-2	令和2年3月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年2月10日	I-4-①	未定	実施しない	事後	
令和8年2月10日	IV 8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 8.人手を介在させる作業判断の根拠		申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式移行に伴う項目追加
令和8年2月10日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		自庁システムにおいて必要最低限の人数、参照職員のアクセス権限の設定を行っている	事後	新様式移行に伴う項目追加